

住民監査請求および監査結果の概要

平成26年度

1 緊急雇用創出特別推進事業補助金の返還と差し止めを求める請求

請求日 平成26年11月12日

結果通知日 平成26年12月25日（平成27年1月13日滋賀県公報第3948号）

請求人の主張

請求人は、

職員措置請求書および陳述によると、次のとおり違法性があると主張している。

ア まいばら空き家対策研究会の委託先としての適格性

まいばら空き家対策研究会は、いざない湖北定住センターと中心人物が同一であり、いざない湖北定住センターのホームページ上でまいばら空き家対策研究会の職員募集を行い、いざない湖北定住センターを連絡先としていたことなどから、いざない湖北定住センターとまいばら空き家対策研究会の関係は、分割・合併による新会社設立に相当し、緊急雇用創出事業実施要領（平成21年1月30日付け職発第0130008号。各都道府県知事あて厚生労働省職業安定局長通知。以下「実施要領」という。）に定められている委託先の要件（第5 1(1)⑤エ）に違反している。

イ 事業の継続性

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、プロポーザル審査委員会において委員から疑問が多数出されており、将来的に事業の継続が見込まれ、雇用の継続・安定が期待される事業に該当せず、実施要領に定められている事業の要件（第5 1(1)⑤ウ）に違反している。

ウ 事業の新規性

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、いざない湖北定住センターが平成19年度と平成22年度に長浜市田根地区において実施した事業（モデル自治会の現地調査および空き家所有者に対する意向調査）および平成21年度から25年度の米原市の水源の里まいばら元気みらい条例の重点事業の振替に該当し、実施要領に定められている事業の要件（第5 1(1)⑤ア）に違反している。

以上の理由から、緊急雇用創出特別推進事業補助金の返還と差し止めを求めている。

今回の請求では、補助金の返還および支出の差し止めが求められているが、請求に理由があるかどうかを判断するために、現に支出されている滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金を対象として、以下請求人の主張について、それぞれ判断することにより、返還および差し止めの必要の有無を判断する。

ア まいばら空き家対策研究会の委託先としての適格性について

国作成 QA20 において、事業委託の対象者として「起業後 10 年以内の民間企業、NPO 法人、これら法人以外の法人であり、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等が考えられる。なお、分割・合併により設立した新会社は、従来の事業を引き継いでいるため、実質的に起業と見ることが困難であることから、分割・合併による新会社設立の場合、起業には含まない。」とされており、国作成 QA30 において、「当該企業が起業後 10 年以内の企業で、分割・合併と認められない場合であれば、支援対象となる。ここでいう「分割・合併」による設立には、形態（株式の持ち株比率の多寡を含む。）にかかわらず、これらの形態により設立された組織が実質的に既存事業の継承をしている場合を指すものである。」とされていることから、起業にあたるかどうかの判断については、「従来の事業を引き継いでいるか否か」によって判断すべきであると解される。

これを本件についてみると、いざない湖北定住センターの活動に関与してきたメンバーが事業の委託先であるまいばら空き家対策研究会の中核を担っていること、また、いざない湖北定住センターのホームページ上でまいばら空き家対策研究会の職員募集を行っていることは書類から確認できるが、これらのこと自体は実施要領において禁じられていないため、要件違反となることはない。また、いざない湖北定住センターが米原市において実施している既存事業をまいばら空き家対策研究会がそのまま継承しているという事実も認められない。

以上のことから、委託先の要件に合致しているとした県の判断は妥当であり、まいばら空き家対策研究会が委託先の要件に違反するとは認められない。

イ 事業の継続性について

国作成 QA43 において、「有識者の意見を聴取することで、委託先が事業終了後

も雇用を継続し、将来地域の雇用の受け皿となり得る企業であるかの適格性を判断していただけたと考える。」とされていることから、事業の継続性についても、有識者の意見を踏まえて採択した事業であれば、継続が期待できる事業と解される。

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）の事業採択にあたっては、有識者を含む米原市起業支援型雇用創出事業プロポーザル審査委員会が開催されており、その会議録要約によると、事業の継続性や委託先の能力について意見が出されていることが認められるが、これらは意思形成過程のものであり、審査委員会において採択との結論が出され、そのことを踏まえて米原市が米原市起業支援型雇用創出事業としてふさわしいとして採択していることが確認できる。

以上のことから、事業継続の見通しはあるとした県の判断は妥当であり、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）が委託事業の継続性の要件に違反するとは認められない。

ウ 事業の新規性について

- (1) 事業主体である市町等が異なる場合は、事業内容が同一であるとしても、既存事業の振替となることはない。いぎない湖北定住センターが実施した長浜市田根地区における事業は、米原市の事業ではないから、事業の振替には該当しない。
- (2) 水源の里まいばら元気みらい条例の重点事業である米原市の「水源の里まいばら暮らし支援事業」は、条例に基づく施策の対象地域（指定地域）における地域団体等が行う移住者受入の取組を支援するため、空き家の再生および活用に必要な改修に対する経費を団体に補助する補助金制度や、空き家および所有者の意向調査の経費の助成を含んでいるが、指定地域の暮らしの支援及び高齢化、過疎・小規模化に対応するモデルとなる取組の推進が目的の事業である。

一方、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、事業主体である米原市が新たな事業として企画し、滋賀県に補助金交付申請をしたものであり、市内全域を対象とし、空き家に関する諸問題の総合的な解決をめざし、行政、自治会、空き家所有者、移住希望者をつないで、空き家の管理並びに活用を中間支援する団体の設立（ビジネス化）を目的とする事業である。

県は、米原市から資料を提出させ、ホームページで公表されている「主要施策の成果」および「水源の里まいばら元気みらい条例推進計画（平成25年度版）」等とあわせ、これらの事業について内容を確認した上で、事業の新規性について「過去の米原市の取組も含んだものにはなると思うが、空き家問題の解決に向けた取組を総合的に実施することは初めてであり、単なる看板のかけかえではない」と判断しており、その判断に特に不合理な点は認められない。

以上のことから、事業の新規性について問題はないとした県の判断は妥当であり、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）が既存事業の振替であり、委託事業の新規性の要件に違反するとは認められない。